

質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市立豊島体育館空調設備改修工事
No	質疑事項		回 答
1	工事工程表の建築工事にアリーナ改修工事がありますが、部分詳細図では下記の工事に斜線がされています。 観覧席(新設)・観覧席(撤去)・電光掲示板(撤去) アリーナ床(新設)・アリーナ床(撤去)・手摺関連(塗装・緩衝材取付) 工事工程表の機械設備工事に含む建築工事以外の建築工事は別途工事と考えて宜しいでしょうか？		本工事にて行う建築工事以外は別途工事と考えてよろしいです。本工事以外に豊中市立豊島体育館アリーナ改修工事及び豊中市立豊島体育館空調設備改修電気設備工事を発注予定です。
2	工事区分表では消火器は設備工事となっていますが会議室の消火器(ABC10型×2)のみ記載されています。本工事でしたら、他の仕様、数量、置台有無等について御教示下さい。		消火器については、既存消火器を使用します。図面記載の消火器については工事施工上必要な仮設用消火器を図示しています。工事範囲内の防火対策については、所轄消防署と確認の上受注者にて負担の上、設置します。
3	ダクト撤去図の防火ダンパー(FD)は実線に見えますが、取替不要と考えて宜しいでしょうか？		取替不要と考えて、よろしいです。
4	機器表(現況)のACP共通事項では集中監視盤(発停・設定・警報・運転時間積算)を設けると記載がありますが、改修後には記載がありません。改修後は集中リモコンのみ(運転時間積算なし)と考えて宜しいでしょうか？		改修後は集中リモコンのみでよろしいです。但し集中リモコンでの運転停止、温度設定、禁止設定等行えるものとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市立豊島体育館空調設備改修工事
No	質疑事項		回 答
5	冷媒配管の無火気継手の使用は不要と 考えて宜しいでしょうか？		不要と考えてよろしいです。
6	工事区分表に上下水・ガス引込工事並びに 既存上下水道・ガス管の撤去・手続が本工事に 含まれていますが、今回対象外と考えて宜しいでしょうか？		工事上必要であれば、必要としてます。
7	競技場内給気ファン室のOAガラリ用鋼板1.6t及びFDは詳細図では 東側及び西側に設置するようになっていますが 参考数量書(P-27)では3000×950Hと10000×950Hが 各々1枚ずつになっています。 詳細図を正と考え、鋼板は各々2枚ずつ FDは13個×2ヶ所と考えて宜しいでしょうか？		設計図書(発注図面)を正とします。
8	同様に競技場内給気ファン室のプレフィルターは 系統図では500×500×25t×60枚×2ヶ所 計120枚ですが 参考数量書(P-26)では60枚になっています。 系統図を正と考えて宜しいでしょうか？		設計図書(発注図面)を正とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第330号	件 名	豊中市立豊島体育館空調設備改修工事
No	質疑事項			回 答
9	工事期間中は全館無人改修と考えて宜しいでしょうか？			工事期間中は閉館しているため一般の方の使用はありませんが、体育館管理業務は行っていますので、作業工程は参考工事工程の流れと考えております。
10	作業時間・作業日の制限等がありましたら御指示願います。			基本、日祝は工事は行わない、作業時間については8:00～18:00とします。
11	仮設事務所・資材置場・工事車両の駐車スペースは敷地内に設置可能でしょうか？			今回工事の施工上設置する場所はありません。但し、協議により仮設事務所及び資材置場の場所を借りることは可能とします。車両駐車スペースは、敷地内に設置は不可能です。資材搬入用一時駐車は可能ですが、場所によっては台車等にて搬入する必要があります。
12	リターンチャンバー清掃時の微生物分析調査は不要と考えて宜しいでしょうか？			不要と考えてよろしいです。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第330号	件 名	豊中市立豊島体育館空調設備改修工事
No	質疑事項			回 答
13	倉庫・管理棟の備品移設は別途工事と 考えて宜しいでしょうか？			工事施行上移設が必要な場合は本工事に含みます。
14	天井解体・復旧に伴う照明器具等、電気設備関連器具の 取外し、再取付は別途工事と考えて宜しいでしょうか？			別途発注の工事に含みます。
15	空調換気設備の電源工事、機械-30図の動力盤移設 工程表にある電気設備工事は全て別途工事と 考えて宜しいでしょうか？			別途発注の工事に含みます。
16	工程表のアリーナ改修範囲に便所改修がありますが 設備工事と他工事(建築・電気)との 施工区分を御教示下さい。 (ブース変更、壁・床仕上げ補修内容、電源)			本設計図書で記載なきものは、別途発注工事にて施工します。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp